

2. 都市計画道路の見直しに関する動向

2. 1 国（国土交通省）

国土交通省では、都市計画に関する技術的助言である「都市計画運用指針」の改定にあたり、過去3度（平成12年、18年、23年）にわたり都市計画道路の必要性について再検証を行い、その結果に応じて廃止や幅員変更などの都市計画変更を行うよう、地方公共団体へ助言を行っています。

また、平成29年及び30年には、都道府県・政令市の都市計画道路の見直しの事例を取りまとめた「都市計画道路の見直しの手引き（総論編）」と「同（各論編）」を発出し、更なる見直しを推進しています。

さらに近年では、まちなかの街路空間を車中心から人中心の空間へ転換し、ゆとりと賑わいあるウォークアブル空間（「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり）の創出に向けた取り組みが展開されており、道路空間の再配分や歩行者利便増進道路などの制度が創設されています。同様に、再編計画を策定した平成20年以降、社会経済情勢の変化や新たな道路利用ニーズなどを踏まえ、4回にわたり道路構造令が改正されており、地域の実情に応じてより幅広く運用することが可能となっています。

2. 2 福島県

福島県では、国による長期未着手都市計画道路の見直しの推進を踏まえて、平成17年度に長期未着手都市計画道路見直しガイドラインを公表しています。当ガイドラインでは、長期未着手都市計画道路の見直しに関する県の基本的な考えを示し、適切な都市計画道路の見直しを進めることとしています。

2. 3 いわき市

(1) 新たな将来都市像の設定と交通計画の策定

本市では、令和元年に都市づくりの指針となる「第二次いわき市都市計画マスタープラン」と、居住や医療・福祉・子育て・商業などの都市機能の立地の適正化を図る「いわき市立地適正化計画」を策定し、人口減少下においても持続可能な都市運営を実現する「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指すこととしています。

また、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を都市交通の面から実現することをねらいとした「第二次いわき市圏都市交通マスタープラン」を令和4年に策定し、交通需要が減少する中でも、重要な交通ネットワークを道路・公共交通に分けて設定しています。

このように、新たな将来都市像の設定と交通計画の策定により、都市計画道路に求められる役割や機能も変化しつつあるとともに、「選択と集中」により、限りある行政資源を必要な都市計画道路に重点的・効果的に投資していくことが求められています。

(2) 第一次再編計画と都市計画変更の手続き

本市では、平成 18 年に都市計画道路見直しの基本方針を策定・公表し、平成 20 年には第一次再編計画を策定し、県・市において 27 路線（廃止 6 路線、変更 21 路線）の都市計画変更を行ってきました。しかし、代替路線の検討が必要な廃止予定 6 路線※については、代替路線の検討に時間を要しており、手続きが完了していない状況です。さらに、第一次再編計画策定後に新たに長期未着手路線となった路線もあり、引き続き長期未着手路線が残存しています。

そのため、長期未着手路線の見直しを行い、望ましい都市計画道路網を示すことが必要です。

※ 長橋町北目線、樋口独古内線、内町御台境線、船引場相子島線、元分下町線、勿来停車場川部線の 6 路線

③ 建築制限の長期化

道路をはじめとする都市計画施設の計画区域内で建築行為を行う際には、都市計画事業を円滑に実施するため、都市計画法に基づき都道府県知事等（本市の場合は、市長）の許可が必要であり、許可にあたっては建築物に構造と階数に制限が課せられます。

第一次再編計画で代替路線の検討が必要な廃止予定 6 路線については、長期にわたり建築制限を課していることを鑑み、市では都市計画変更の手続きが終了するまでの期間において、建築制限を設けないこととする取扱い基準を令和元年に制定しました。これにより、用途地域による適切な土地利用の誘導と高度利用の促進を図っていますが、これら 6 路線以外の長期未着手路線では、建築制限が長期化している状況にあります。

そのため、重要性・必要性の低い都市計画道路については、早期に変更手続きを行い、建築制限を長期化させないことが必要です。